

の合意が得られる範囲で柔軟に決定され得るが、実際には謝罪、社会奉仕活動、金銭による賠償(reparation)、既存の教育プログラムへの参加などに落ち着くことが多い。

ニュー・ジーランドにおいて、警察は、犯罪少年に対し、三通りの対応が可能である。第一は、軽い犯罪の場合で、その場で警告を出してそれ以上の手続は取らないか、警察の一部である青少年援助部(Youth Aid Section)にゆだね、親を呼んだ上で警告をするかであり、いずれにせよ非公式(informal)の扱いで、警察段階から先には送らない。この対応は、狭義のダイバージョンと呼ばれる。

第二は、FGCを通じた処分であり、少年は警察から少年司法コーディネーター(Youth Justice Coordinator)に送致される。社会福祉局(the Department of Social Welfare)の職員で、FGCを実施する責任を負う少年司法コーディネーターが関係者を召集し、FGCが開かれる。少年が、FGC参加者全員の合意で決まった更生計画を履行すれば、本件は裁判所に送致されることなく終了し、少年は正式な少年司法手続からダイバートされることになる。しかし、本人が事件を否認したり、FGCで話し合っても全員の合意が得られなかったり、FGCで本人の裁判所送致が合意された場合、少年の事件は、青少年の事件のみを扱う、青少年裁判所(Youth Court)⁵¹に送られる。

第三は、逮捕である。重大犯罪であったり、証拠隠滅や犯行を重ねる疑いが濃い場合、警察は少年を逮捕する。少年が逮捕されると、事件は正式な(formal)少年司法手続に載せられることになり、青少年裁判所に送致される。

青少年裁判所は、FGCが開かれていない事案では処分の言渡しができず、また、FGCが提出してきた勧告を必ず検討しなければならないことが定められており、青少年裁判所に送られた少年が事件を自認していれば、裁判官が少年司法コーディネーターに命じてFGCが開かれる。否認事件でも、裁判所で罪が認められれば、やはりFGCが開かれる。

裁判所段階で行われるFGCは、上記と同様に、更生計画を提出する場合もあるが、本件が重大な場合は、裁判官が処分を決定する前に、どの処分が相当かについて勧告することが役割となる。青少年裁判所の処分には、6か月以内の期間で設定される監視命令(supervision of the Director-General of the Department of Social Welfare)、20時間から200時間の範囲で設定される社会奉仕命令(community work order)、実際は社会福祉局が運営する少年施設への収容を意味する、3か月間の居住制限付き監視命令(supervision with residence order)等があるが、そのうち最も重いものは、地方裁判所(District Court)への移送である。これは、地方裁判所に移送された少年に対しては、拘禁刑を含む成人と同様の刑事処分を科すことが可能とされており、一方で青少年裁判所は拘禁刑を言い渡す権限を持たないためである。

FGCの開催数は、毎年およそ5,000件である。1993年に行われたFGCでは、少年司法コーディネーターに送致された少年と逮捕された少年を合わせ、警察が認知した少年犯罪者の約20%がこの方法で扱われた。FGC参加者は、少年本人、付添人(通常は、逮捕・裁判所係属事案の場合のみ)、少年の家族及び家族が招待した人、被害者(複数の場合もある。)又はその代理人、警察、少年の家族に既にかかわっている場合には担当ソーシャルワーカー、そして少年司法コーディネーターである。FGCが開かれる場所については、被害者の同意が得られさえすれば、家族が希望するどこでもよいことになっている。最も一般的なのは社会福祉局の建物の一室であるが、マラエと呼ばれる集会所や家族の自宅で行われることもある。

(2) FGCに関する Morris と Maxwell の調査

FGC と被害者

FGCの目的の一つは、被害者の司法過程への参加であるが、実際にはすべての被害者がFGCに出席するわけではない。MorrisとMaxwellは、ニュー・ジーランドの少年司法制度においてFGCが果たす役割について、1990年から91年にかけて調査を行ったが、この調査によると、1人又はそれ以上の被害者あるいは被害者の代理人が参加したのは、FGC全体の半数弱であった。FGCに参加した被害者が、参加した理由は様々であり、被害者としての自分の感情を加害者に表出し、加害者にこの経験から学んでほしいということに重きを置く者もいれば、加害者の更生の役に立ちたいからという者、FGCの制度あるいは自分と同じ文化集団に所属している加害者を支援したいからという者、自分自身の利益を強調し、金銭による賠償を求める者もいた。一方、被害者の6%は加害者に会いたくないと回答しており、修復的過程に参加しないことを選択する被害者が少数ながら一定数存在し続けるであろうことが予測される。

調査では、FGCに参加した被害者の多くがこの過程を肯定的に感じていることも判明した。被害者の約60%が、自分が参加したFGCは助けになり、建設的で、出席したかいがあると感じられたとしている。一方、被害者の約25%は、出席した結果、前より不愉快になったと言っている。その理由は多岐にわたるが、最も一般的で、また重要なのは、加害者やその家族が本当に反省しているようには思えなかったから、というものであった。

調査対象となった被害者の約半数は、結果に満足していたが、一部には、FGCが出した決定が甘すぎる、あるいは厳しすぎるとして不満だった者もいた。被害者が不満だった理由として最も多かったのは、その場でなされた約束が、後で履行されなかったというものであった。

FGCの内容

調査では、少年に出されたFGCによる決定のおよそ85%が、「積極的な罰 (active penalties) の履行」であった。「積極的な罰」とは、社会奉仕活動、金銭賠償等をいう。これに「謝罪の履行」を加えると、数値は約95%となり、施設収容 (residential penalties) がFGCによって勧告されることはほとんどないことが判明した。

FGCと再犯

1990年から91年にかけてFGCを受けた少年をサンプルとし、その後、1994年12月までの再犯データを分析した。これと比較対照するための(FGCを受けなかった)少年のサンプルは入手できなかったが、国内及び海外で行われた他の再犯研究の結果を参照すると、FGCを受けた後1年間のサンプルの再犯率26%という結果は、悪くないばかりか、他の刑事司法上の処分を受けるより良い可能性もある、との結論が得られた。また、被害者に謝罪をしなかった者は、謝罪した者と比べて、再犯の確率が3倍となることが、統計分析によって示された。

出典：United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention, *Family group conferences and restorative justice in New Zealand*, GLOBAL REPORT ON CRIME AND JUSTICE, Oxford University Press, 1999 (原著 Morris and Maxwell, 1997) 及びインターネット上のニュー・ジーランド法務省の資料, *Conviction and Sentencing of Offenders in New Zealand: 1989 to 1998*, (http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports/1999/convict_sentence).⁵²

3 被害者補償制度等

ニュー・ジーランドには、国家災害補償制度 (accident compensation scheme)⁵³があり、暴力犯罪被害に限らず、何らかの災害・事故によって経済的援助が必要になった者が補償の対象となる。この制度

は1974年に導入された強制加入の国民災害保険制度であり、国民から、コモンロー上の個人的に損害賠償請求訴訟を起こす権利を取り上げる代わりに、国が損害を補償するもので、通常の保険制度と異なり過失を問わない。ただし、財産犯罪による財物の損失は、その対象とはならない。そのため、財物の損失に対して、犯罪被害者は、加害者に対して損害賠償請求訴訟を起こすことができる。この制度の目的は、単なる経済的な補償にとどまらず、暴力犯罪を含めた災害による被害からの立ち直りを支援することであり、そのため、補償の対象となるのは、身体的被害の回復にかかる費用及びリハビリにかかる費用をも含んだものとなっている。対象となるのは、ニュー・ジーランド国民⁵⁴だけでなく、ニュー・ジーランドを訪れている旅行者も含まれる⁵⁵。

この保険制度は、国営の災害回復・補償保険会社（Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Corporation, 以下 ACC という。）によって運営されている。ACC は、国民強制保険であり、犯罪だけでなく、労務災害や交通事故等の災害の補償を対象としているため、その収入源は、雇用者が支払う保険料、個人所得からの保険料（所得税の一部）、自動車登録料・ガソリン税の一部、政府からの拠出金（収入のない人のための負担金として）及び民間からの投資である。

ACC の業務の中心は、事故・災害に遭った者に対する経済的支援であるが、それ以外にも事故・災害の未然防止活動、事故発生から救援までの効率的システムの開発など、一般企業と異なり、災害対策にまで踏み込んだ活動を行っている。

4 被害者援助団体組織が行う被害者支援プログラム

ニュー・ジーランド被害者援護組織協議会（The New Zealand Council of Victim Support Groups）⁵⁶が警察と協力して、広範囲な犯罪被害者支援を行っている。1997年6月現在で77の被害者支援団体がこの協議会に加入している。この協議会は、警察と緊密な連携を取り、警察署内に事務所をもつなど、警察とともに行動し、必要な支援を被害者に与えるとともに、警察の設備も利用することが許されている⁵⁷。犯罪被害が発生した場合、被害者に関する情報がこの協議会事務局に伝えられると、協議会は、支援内容を記した通知を被害者に対して発送する。また、この組織は、24時間電話サポートサービスも行い、被害者の相談に応じている。被害者の対応には訓練を受けたボランティアが当たり、専門的なカウンセリングが必要な場合には、政府の助成を受けて、認定カウンセラーなどによるカウンセリングも提供されている。

5 犯罪被害調査

ニュー・ジーランドでは、1996年に初めて独自の犯罪被害実態調査（victim survey）を実施している。調査の目的は、犯罪被害の発生状況及び被害の実態をより正確に調査するとともに、犯罪予防や犯罪被害者対策に対する市民の反応を知ることにあつたが、同時に、女性の暴力犯罪被害、特に家庭内での暴力被害の実態にも焦点を当てたものとなっている⁵⁸。結果は、いろいろな側面から分析され、半数以上の事件が警察に認知されていないこと、特に器物損壊及び暴行においてこのような傾向が顕著であること、さらに、被害者の中には同種被害を繰り返し受けている者が少なくないこと、暴行・脅迫の被害の発生率は、家庭・職場・路上でほとんど差がないことなどが報告されている。

また、被害者援護に関しては、約40%の回答者が警察以外の犯罪被害者支援サービスがあることを知らず、警察に通報した被害者のうち、犯罪被害者支援団体等から何らかの連絡を受けたのは12%であったという結果が報告されており、犯罪被害者援護のより一層の強化が課題となっている。

注

- ³⁰ 犯罪被害者に対する国家的補償制度は、イギリスで検討が始まり、ニュー・ジーランドは、それを参考にして制度の導入を検討し始めたのであるが、イギリスが立法化作業等の議論に時間をかけているうちに、ニュー・ジーランドの立法化が先行した。
- ³¹ この犯罪被害者法に関しては、被害者の一般的な権利又は指針が示されているだけで、運用の規定がなく、守られなかった場合の罰則も定められていないため、単なる努力目標のようなものになっているという批判もある (Ministry of Justice, *Restorative Justice—A Discussion Paper*, 1996.<http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports>)。
- ³² この要綱については、富田信穂、「ニュージーランドの被害者政策—警察と『ニュージーランド被害者援助団体協議会』との連携を中心として—」, 被害者学研究第9号, 1999, 67-82にその訳が紹介されている。
- ³³ 被害者アドバイザーは、以下のような被害者支援を行う。①事件の処理状況について情報を提供する, ②刑事司法制度について説明する, ③保釈について説明する, ④事件について不安や懸念事項がある場合には、それを被害者に代わって関係機関に伝える, ⑤カウンセリング, 福祉, 補償等, 被害者が受けることができる支援について情報を提供する, ⑥安全に不安がある場合に受けられる保護の内容について説明する, ⑦証人として証言する場合に、必要な情報を提供する, ⑧性犯罪被害者に対して、裁判での証言時に受けられる特別な措置について説明する, ⑨事件処理に使われた財物の返却について手助けをする, ⑩加害者の収監情報に関する通知の手助けをする (ニュー・ジーランド裁判所事務総局 (Department for Courts) の作成したパンフレット *Court Services for Victims*, 1998による。)
- ³⁴ 性犯罪及び重大暴力犯罪の被害者, 遺族, 保護者, 代理人が, 被害者通知登録制度に申請した場合,

矯正局は、警察に申請者の身元の確認を依頼し、適格者であれば14日以内に登録完了の通知を行う。ニュー・ジーランド矯正局には、被害者通知登録部門がある。また、申請者は、通知を受けるために、転居等に伴う連絡先の変更について、矯正局に変更届を提出する必要がある。矯正局では、この制度を簡潔に紹介し、申請用紙を添付したパンフレット (Department of Corrections, *Are You a Victim of Crime?* 1997) を作って関係者に配布している。

³⁵ ニュー・ジーランドでは、1988年から成人を対象としたダイバージョン・プログラムが実施されている。これは、事件が警察から裁判所に送られ、犯罪者が最初に裁判所に出廷した後で、かつ正式に起訴が受理される前に行われる。対象となるのは、犯罪者に前科がなく、本件が重大でなく、犯行を認め、反省が認められるとともに、被害者への賠償の準備をしている場合に限られる。さらに、被害者、加害者及び担当警察官の同意が必要とされる。ダイバージョンは、イギリスにおける警告処分と同様の性質を有しているが、同時に被害者に対する謝罪の実施、賠償・弁償の履行、その他の償いの行為、カウンセリングの受講などが遵守事項として課せられる。1994年には、2,637人(同年には、14万4,575件が起訴されている。)がダイバージョンされている(前掲 *Restorative Justice~A Discussion Paper*, 1996. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。)

³⁶ これは、1987年犯罪被害者法8条によって、被害者が公判に参加する手段として認められているものであるが、実際の活用については裁判官の裁量に任されており、それが量刑においてどういう役割をもつべきかについては、必ずしも統一した見解があるわけではない(Ministry of Justice, *Sentencing Policy and Guidance: the Role of Victims in Sentencing*, 1997, <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports>)。

³⁷ 証人用パンフレット Legal resources Trust, *Being a Witness*, 1993に詳しい。警察に求めることができるのは、警察検察官 (police prosecutor) が訴追を担当している事件の場合である。

³⁸ 法務省が発行している犯罪被害者及び家族用パンフレット *Victims have rights* による。仮釈放審査に関する情報の提供については、1999年犯罪被害者修正法によって規定された。

³⁹ 1987年犯罪被害者法9条によって規定されている。

⁴⁰ 証人及び陪審員等に対する脅迫、賄賂等に対しては、1961年犯罪法117条に禁止・罰則規定があり、違反すると7年を超えない拘禁刑に処せられる。

⁴¹ 性犯罪被害者等の場合には、被害者を特定するような公表をした者に対する禁止・罰則規定が1985年刑事裁判法139条に規定されている。違反した場合には、1,000ドルを超えない罰金に処せられる。

⁴² 法務省が発行している犯罪被害者及び家族用パンフレット *Victims have rights* による。

⁴³ 1985年刑事裁判法11条に規定されており、有罪認定を受けた犯罪者に対して、特別そうすべき理由のない限り、裁判官は、賠償命令を検討しなくてはならない。賠償金額については、保護観察官等が作成したレポート及び被害影響陳述等に加え、加害者の支払能力などを考慮して裁判官が決定する。

⁴⁴ 1985年刑事裁判法23条に保護観察官等の果たすべき役割についての規定がある。ただし、現実的には、被害者と加害者と直接対面して調査することは困難な場合が多く、余り履行されていない。(Ministry of Justice, *Restorative Justice~A Discussion Paper*, 1996. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。)

⁴⁵ 1985年刑事裁判法27及び28条に罰金の一部又は全部を被害者への賠償に当てる規定がある。ただし、これを適用するためには、当該身体的傷害が、有罪となった犯罪によって生じられたものでなくてはならない。また、賠償命令と併せて科す場合には、賠償命令の金額を考慮しなくてはならない。ただし、この罰金は、加害者に対する民事訴訟や犯罪被害による補償制度からの給付を妨げるものではない。

い。

- ⁴⁶ 実際には、加害者から徴収された賠償金等は、ニュー・ジーランド裁判所事務総局に納付され、そこから被害者に支払われる。加害者が賠償金等の支払を拒否した場合又は支払わなかった場合には、社会奉仕命令、拘禁刑などが科されることになる。
- ⁴⁷ 刑事処分としての賠償命令等の賠償金については、ニュー・ジーランド裁判所事務総局 (Department for Courts) から被害者用に発行されたパンフレット *Reparation to Victims: Information about reparation, restitution & part payment of fines*, 1998に詳しい。
- ⁴⁸ 1954刑事施設法 (Penal Institutions Act 1954) 21A-C 条に具体的な規定がある。なお、ニュー・ジーランドの受刑者には、作業義務があり、社会に対する償いの行為として、通常は社会奉仕活動が割り当てられる。
- ⁴⁹ Ministry of Justice, *Restorative Justice: The Public Submissions*, 1998. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。
- ⁵⁰ 1985年刑事裁判法12条にこの規定がある。この規定によると、裁判官は、量刑に当たって、加害者又はその代理人からの感謝の申出を考慮することができるとされている。その際、裁判官は、その申出が被害回復に貢献したかどうか等についても考慮の対象とするほか、示談交渉等の目的で量刑のための公判を延期することができる。
- ⁵¹ 青少年裁判所は、地方裁判所の一部である。
- ⁵² 前野育三「被害者問題と修復的司法～ニュー・ジーランドの Family Group Conference を中心に～」犯罪と非行123号, 2000年, 6-25及び山口直也「ニュー・ジーランド少年司法における”家族集団会議 (Family Group Conference)”」, 犯罪社会学研究20号, 1995年, 139-147を参考とした。
- ⁵³ 基本的な制度に関しては、1992年災害回復及び保証保険法 (Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Act 1992) によって規定されている。
- ⁵⁴ ニュー・ジーランド国民の場合には、海外での災害も補償の対象となる。
- ⁵⁵ ただし、旅行者の場合は、ニュー・ジーランド国民に補償される項目のすべてが適用されるわけではない。
- ⁵⁶ この協議会については、富田信穂, 「ニュー・ジーランドの被害者政策—警察と『ニュー・ジーランド被害者援助団体協議会』との連携を中心として—」, 被害者学研究第9号, 1999, 67-82に詳しく紹介されている。
- ⁵⁷ この連携については、ニュー・ジーランド警察の「犯罪被害者対策要綱 (Victims of Crime Policy)」において、その協力関係が規定されているほか、ニュー・ジーランド警察庁官とニュー・ジーランド被害者援護組織協議会の間で合意書が交わされている。
- ⁵⁸ この章の記述は、Wichman, T., *National Survey of Crime Victims Published*, JUSTICE matters, 4, Ministry of Justice, 1997, 1-3 及び Ministry of Justice, *A Summary of the Crime Victims and Women's Safety Surveys*, 1996. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。